

指 第 1998 号

平成30年3月30日

介護医療院開設者様

倉敷市保健福祉局指導監査課長

介護保険法に基づき条例及び規則で規定された介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項の規定により「倉敷市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年3月23日倉敷市条例第2号）」（以下「介護医療院条例」という。）及び「倉敷市介護医療院の運営に関する基準を定める規則（平成30年3月30日倉敷市規則第31号）」（以下「介護医療院規則」という。）を定め、平成30年4月1日より施行することとしています。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

#### 記

##### 1 本市独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「介護医療院条例」及び「介護医療院規則」の運用にあたっては、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成30年厚生労働省令第5号）の運用のために発出された「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成30年3月22日付け老老発第1号。以下「基準省令解釈通知」という。）において示されている内容を準用し、これを踏まえて介護医療院の開設者は、適正な事業運営とすること。

##### 2 本時独自基準についての運営

「介護医療院条例」及び「介護医療院規則」において本市独自に盛り込まれた基準については、市独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、介護医療院の開設者は、別紙

の留意事項を十分に確認のうえ、適正に事業を運営すること。

(別紙)

## 1 取扱方針に規定する質の評価

(介護医療院条例第8条第7項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや入所者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

## 2 虐待防止等に係る研修

(介護医療院条例第10条第1項)

高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるよう高齢者的人権擁護や虐待防止等に関する研修の機会を確保することを義務付けるものである。

介護医療院の開設者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

## 3 成年後見制度の活用

(介護医療院条例第10条第2項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

介護医療院の開設者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（入所者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、入所者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を入所者に紹介する等関係機関と連携し、入所者が成年後見制度を活用することができるよう配慮しなければならない。

## 4 非常災害対策

(介護医療院条例第12条)

介護医療院の開設者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならぬこととしたものである。また、非常災害時には、介護医療院として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 消火設備等の非常災害に際して必要となる設備を、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令等の規定に従い、確実に設置しなければならない。

イ 介護医療院の開設者は、入所者の状態や当該施設が所在する地域の地理的実情（津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等）を踏まえ、想定される災害の種類（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）ごとに、その規模（当該施設の所在市町村全体・所在地域・当該施設・当該施設の一部分か等）及び被害の程度（ライフラインが1週間程度で復旧される場合、施設内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた実効性のある具体的な計画（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

ウ イの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならぬ。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

エ 介護医療院の開設者は、非常災害時にその入所者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力をを行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

才　非常災害時には、当該施設の入所者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

## 5 内容及び手続きの説明及び同意

(介護医療院規則第2条第1項)

準用する基準省令解釈通知に加え、入所者及び介護医療院双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

## 6 食事の提供に規定する地産地消

(介護医療院規則第16条第2項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

## 7 その他のサービスの提供に規定するレクリエーション

(介護医療院規則第18条第1項)

充実した日常生活につながるよう、入所者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

## 8 記録の整備に規定する保存年限

(介護医療院規則第32条第2項)

各種の記録については、完結の日から5年間保存をしなければならないとしたものである。完結の日とは、入所者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。入所者との契約が継続している間において、当該入所者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

介護医療院においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、5年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、5年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、

それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の6(4), 7, 10(2), 10(8)及び28(2)の「二年間」は、介護医療院規則の規定に従い、「五年間」とする。

## 9 ユニット型指定介護医療院

### (1) 取扱方針に規定する質の評価

(介護医療院条例第18条第9項)

基本的に同趣旨であるため、1を参照すること。

### (2) 食事の提供に規定する地産地消

(介護医療院規則第36条第2項)

基本的に同趣旨であるため、6を参照すること。

### (3) 準用

(介護医療院規則第41条)

準用の規定により、5及び8を参照すること。

※2, 3及び4については、ユニット型介護医療院以外の介護医療院と共通する事項であるため、それぞれ参照すること。